

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン



～地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち～

令和2年（2020年）4月

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

目次

1	プラン策定に当たって	- 3 -
◆	計画の趣旨	- 3 -
◆	計画の範囲	- 3 -
◆	計画の位置付け	- 4 -
◆	計画期間	- 4 -
◆	第4期基本計画の考え方	- 5 -
2	犯罪発生の背景	- 6 -
◆	専門家等からの指摘	- 6 -
3	基本理念、基本方針	- 7 -
◆	基本理念	- 7 -
◆	基本方針	- 7 -
4	安全・安心まちづくりの推進体制	- 8 -
◆	推進体制（基本的な役割）	- 8 -
5	取組の基本的方向	- 9 -
◆	取組の基本的方向	- 9 -
6	令和2年度以降の事業計画案	- 10 -
【基本的方向1】	自主的な防犯活動の推進	- 10 -
【基本的方向2】	子どもから高齢者までの安全確保など	- 11 -
【基本的方向3】	防犯意識の向上、規範意識の醸成	- 13 -
【基本的方向4】	犯罪未然防止策の構築	- 17 -
【基本的方向5】	犯罪被害者への対応	- 22 -

1 プラン策定に当たって

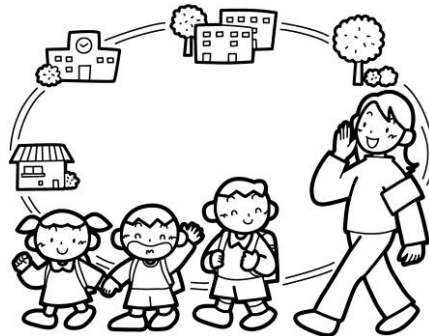
◆ 計画の趣旨

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、基本理念、取組方針、具体的な事業などを定め、市民、警察、行政が連携、協力しながら、総合的かつ計画的な取組を推進するため、本プランを策定するものです。



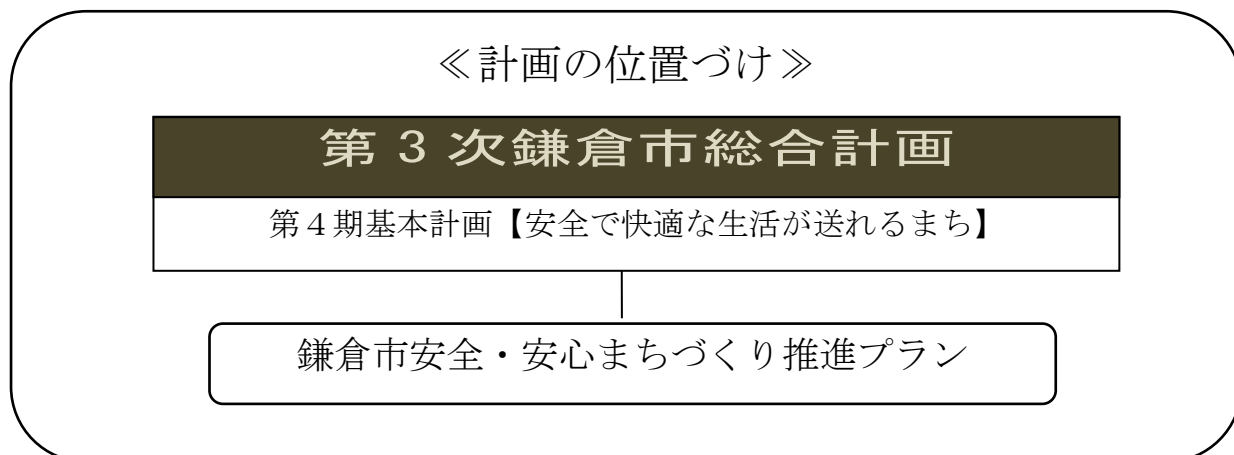
◆ 計画の範囲

犯罪の予防を目的とし、また、市民自らが取り組める市民生活に身近な犯罪（空き巣、忍び込み、自転車盗、ひったくり、車上狙いなど）への対策とともに、子どもの安全確保対策を中心とした計画です。



◆ 計画の位置づけ

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の「安全で快適な生活が送れるまち」施策を推進する個別計画として位置づけます。



◆ 計画期間

令和2年度から4年度までの3年間とします。

「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン（以下「本プラン」という。）」は、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画の計画期間に合わせ、平成27年度までの計画としていました。

この間、平成23年4月1日に施行した「鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例」※に本プランを規定しました。

その後、第3期基本計画が前倒しされ、前期実施計画が平成26年度から平成28年度までとされたため、本プランの計画期間を1年延長し、平成28年度までとしてきたものです。

平成29年度には、第3期基本計画後期実施計画期間である平成29年度から令和元年度までのプランを見直しましたが、今回は令和2年(2020年)4月から施行される第4期基本計画を踏まえて、新たに計画の見直しを行いました。

《計画期間》

	平成											令和									
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	
第3次 鎌倉市 総合計画	第2期基本計画（10年間）											第3期基本計画（6年間）						第4期基本計画（6年間）			
	前期実施計画					前期実施計画						実施計画（中間年次で見直し）									
	中期実施計画						後期実施計画						後期実施計画								
	従前の計画期間											延長期間				新計画期間					
推進計画 (推進プラン)	従前の計画期間											延長期間				新計画期間					

※ 鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例（平成23年4月1日施行）

市の責務や市民等の役割を定め、自主防犯活動団体の活動促進等を目的とした条例を制定し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

◆ 第4期基本計画の考え方（計画の推進に向けた考え方（市民自治）部分の抜粋）

市民自治

1 市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり（共生社会の実現に向けた取組の推進）

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組みます。

2 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、誰もが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。更に活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

3 共創によるまちづくりへ

施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。

4 市民参画のための広報・広聴

見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、さまざまな媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、誰にでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた多様なコミュニケーションツールを用い、さまざまな場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。また、市民との合意形成を重んじ、さまざまな手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努め、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。

2 犯罪発生背景

◆ 専門家等からの指摘

1 地域コミュニティ機能の低下

【要因】

- ★ 個人を重視した住環境
- ★ お互いに関知しない都市化の風潮
- ★ 地域の子どもを大人たちが注意、叱り、見守るといった機能が失われてきている

地域社会の一体感・連帯意識が希薄となり、従来有していた地域社会における犯罪抑止機能が低下してきている。

2 社会への無関心と規範意識の低下

【要因】

- ★ 自己中心的な風潮
- ★ 社会生活におけるルール無視

ライフスタイルや考え方の変化に伴い自己中心的な風潮や社会における基本的なルールを守らないなど規範意識が低下してきている。

3 犯罪を誘発しやすい生活環境

【要因】

- ★ 快適空間を提供する植栽なども、時として死角となり犯行を容易にさせる
- ★ 住宅や各施設で、防犯の視点を取り入れた設計、設備等が不十分
- ★ 情報社会の進展に安全対策が十分に対応できていない
- ★ 社会経済情勢の悪化

社会生活における快適さや利便性が向上してきた反面、犯罪を誘発しやすい生活環境が増加してきている。

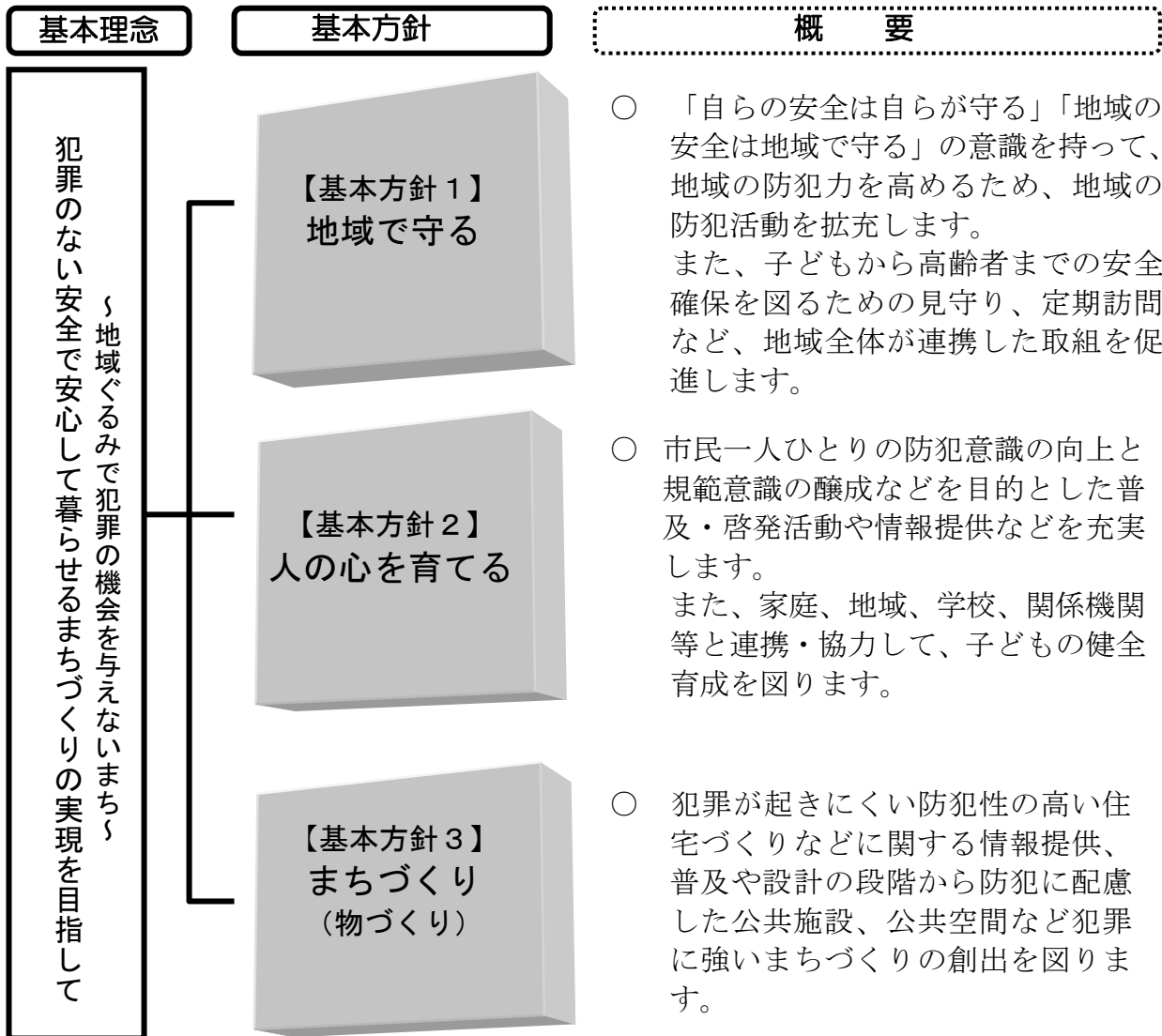
3 基本理念、基本方針

◆ 基本理念

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す」こととし、このために、犯罪の予防を行うため「地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち」を基本理念とします。

◆ 基本方針

犯罪発生背景や基本理念を踏まえ、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す」ため、次の3項目を基本方針として定めます。

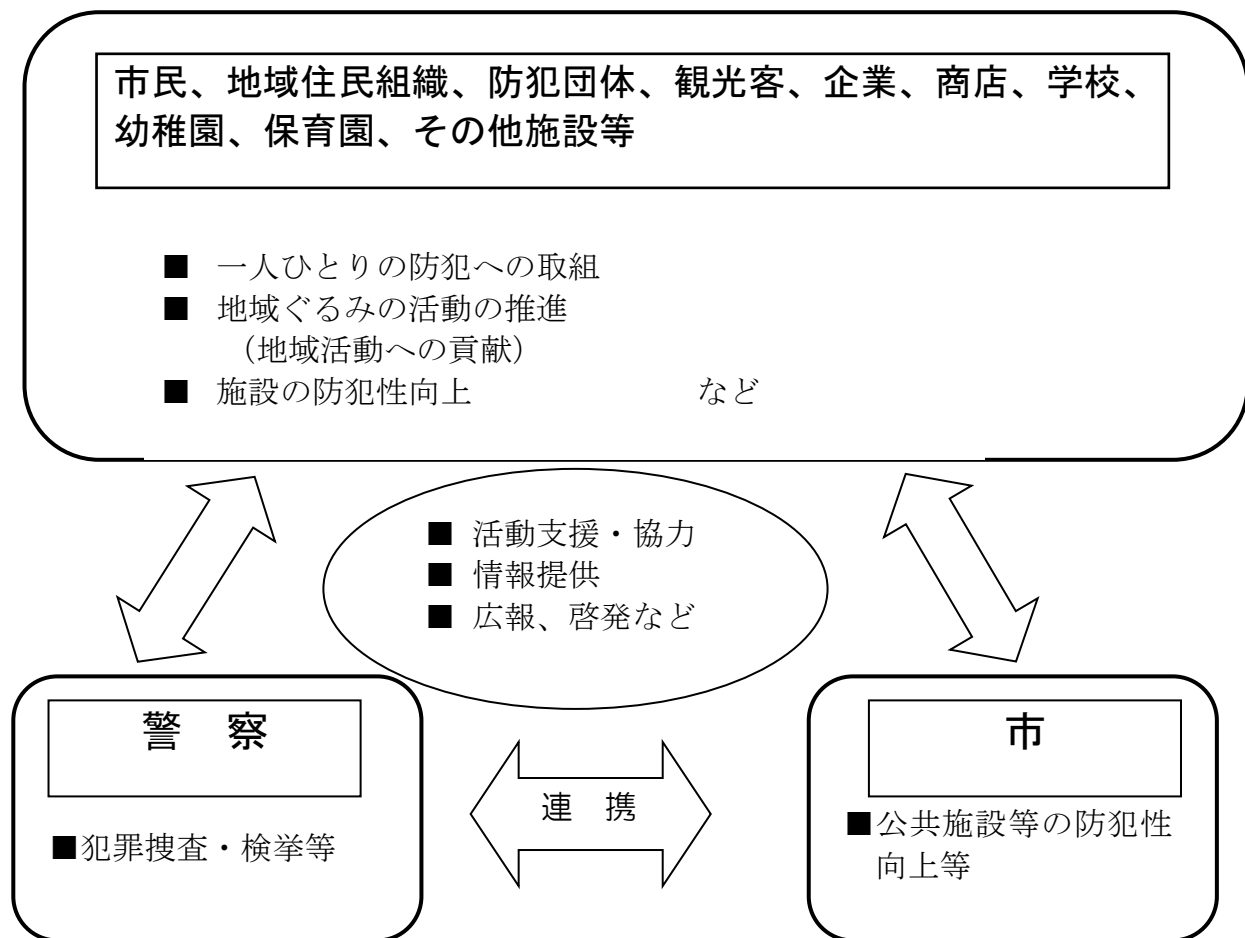


4 安全・安心まちづくりの推進体制

◆ 推進体制（基本的な役割）

防犯の基本は、「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」です。まず、市民一人ひとりが自ら防犯意識を持ち、防犯に取り組み、また、地域で連携・協力しながら、地域防犯力や連帯感、結束力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪者を寄せ付けない地域ぐるみの活動を推進していく必要があります。

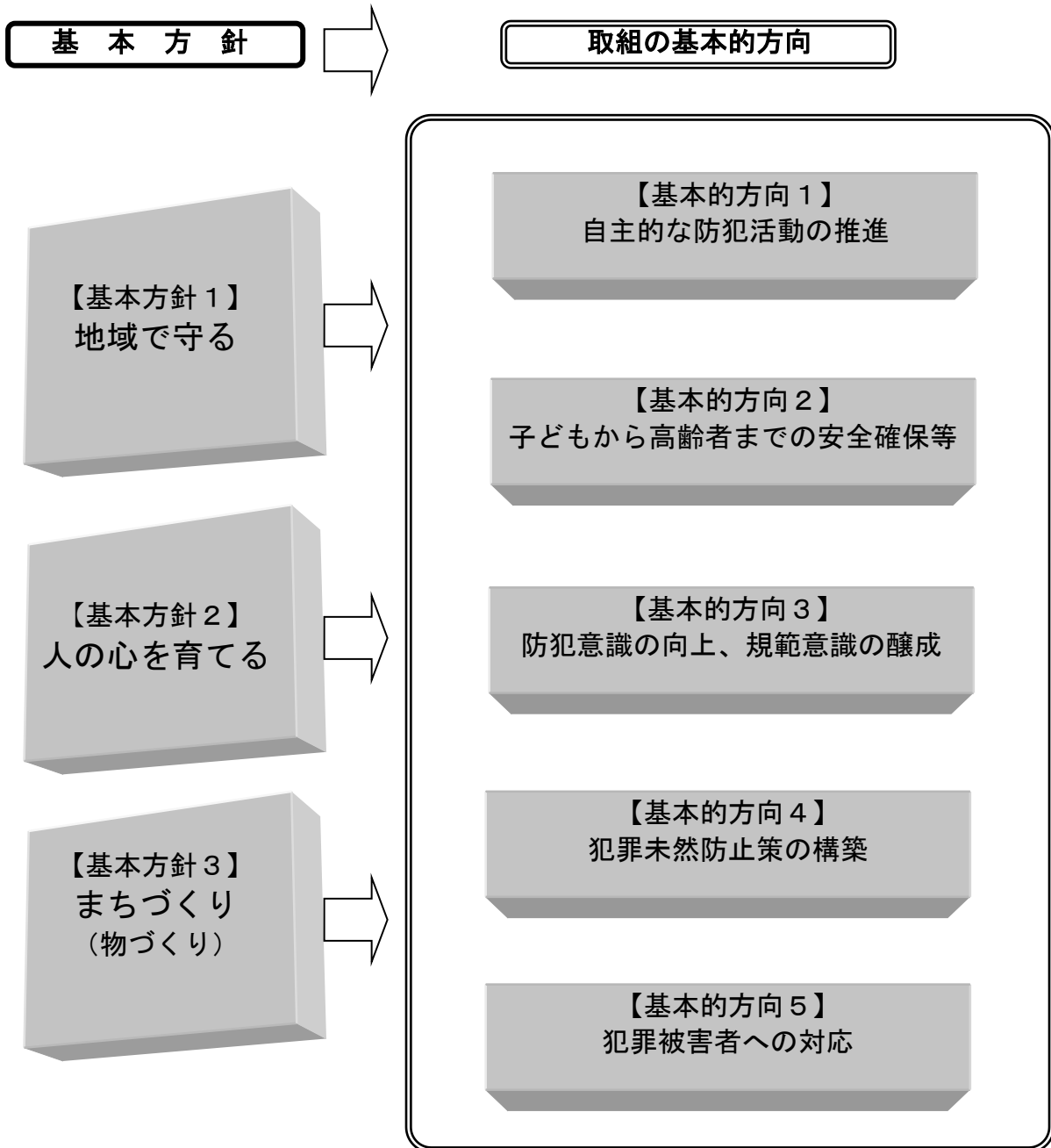
このため、それぞれの取組とともに、市、警察が連携し、個人や地域の活動を積極的に支援、協力しながら、市民、警察、行政等が一体となった取組を推進していきます。



5 取組の基本的方向

◆ 取組の基本的方向

基本方針に基づき、「市民・警察・行政等の連携、協力」による取組の基本的方向について5項目を定め、この基本的方向に基づく、具体的な施策を推進していくこととします。



6 令和2年度以降の事業計画案

市民、警察、行政などがそれぞれの役割のもと、連携し協力しながら基本的方向に基づく施策を推進していきます。

【基本的方向1】 自主的な防犯活動の推進

- ◆ 地域住民等の自主的な防犯活動を推進するため、情報の提供、活動への支援、協力を行います。
- ◆ 持続可能な地域ぐるみの防犯活動に取り組めるよう、活動団体どうしの情報交換、連携強化を図っていきます。

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
自主防犯活動の事例紹介	地域の自主防犯活動団体どうしの連携・強化を図り、全市域での防犯体制の推進を図る。	鎌倉市 (市民安全課)、 市民団体	フォーラムの開催、先進事例の紹介	フォーラムの開催、先進事例の紹介	フォーラムの開催、先進事例の紹介	フォーラムの開催、先進事例の紹介
自主防犯活動立ち上げ支援	自主防犯活動団体の促進を図る。	鎌倉市 (市民安全課)、 警察、県	自主防犯活動団体の促進	自主防犯活動団体の促進	自主防犯活動団体の促進	自主防犯活動団体の促進
防犯教室等の開催	市民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯への取組みを目指す。特に、緊急課題である子どもの安全確保に係るものについて、積極的な対応を図る。	全 市	防犯教室等の開催	防犯教室等の開催	防犯教室等の開催	防犯教室等の開催
防犯アドバイザーによる相談事業等の実施	市民等からの様々な防犯に関する相談業務や防犯活動等への支援体制を継続するとともに、その充実を図る。	鎌倉市 (市民安全課)	アドバイザー3名配置	アドバイザー3名配置	アドバイザー3名配置	アドバイザー3名配置
自主防犯活動の物品等の貸し出し	自主的な防犯活動への支援を行うため、物品等の貸し出しを行う。	鎌倉市 (市民安全課)、 防犯協会	防犯グッズの貸し出し	防犯グッズの貸し出し	防犯グッズの貸し出し	防犯グッズの貸し出し
活動時における事故等への対応	防犯活動時における事故等への対応。	鎌倉市 (市民安全課)、 防犯協会	県・市の制度紹介	県・市の制度紹介	県・市の制度紹介	県・市の制度紹介
自主防災組織などの既存組織との連携による防犯活動の実施	自治・町内会の約8割での活動を目指す。	自主防犯活動団体	活動団体の促進	活動団体の促進	活動団体の促進	活動団体の促進
自主防犯活動団体のネットワークの構築(交流会、イベント開催等)	活動団体の事例紹介とともに、ネットワークづくりを行い、地域ぐるみから市全体(社会全体)で取り組む防犯体制を確立する。	鎌倉市 (市民安全課)	ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実
地域安全・安心ステーションの設置	各地域に、パトロール等の活動拠点としての地域安全安心ステーションの設置。	鎌倉市(市民安全課)、自主防犯活動団体	検討	検討	検討	検討

【基本的方向2】 子どもから高齢者までの安全確保など

- ◆ 家庭、地域、学校、関係機関等と連携、協力して、地域で子どもを育てる環境づくりを推進していきます。
- ◆ 犯罪に巻き込まれやすい子どもや高齢者等の安全確保を図るため、地域社会全体で取り組む活動を支援・充実していきます。

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
女性等への防犯対策	女性等への防犯対策について情報の収集・提供を行う。	鎌倉市 (文化人権課)	女性等の防犯対策について検討	女性等の防犯対策について検討	女性等の防犯対策について検討	女性等の防犯対策について検討
緊急連絡体制づくり	より確実な連絡体制の実現を図る。	鎌倉市 (教育指導課・市民安全課)、 警察	連絡体制の充実	連絡体制の充実	連絡体制の充実	連絡体制の充実
ITを活用した緊急情報の提供	犯罪、災害発生又はその恐れがある場合などの緊急情報について、携帯電話などのITを活用した緊急情報提供システムの導入を図り、市内全体の緊急連絡体制を整備し、市民の安全確保を図る。	鎌倉市 (市民安全課)	運用	運用	運用	運用
世代間交流事業	子どもが異なる世代と交流し、様々な経験を学ぶことができる事業の実施。	地 域	実施	実施	実施	実施
地域ぐるみ学校安全モデル事業 (防犯マップの作成等)	PTA、自治体、警察等との連携により、危険箇所等を記載した安全マップを作成し、危険回避能力等を養うとともに、防犯意識の向上を図る。	学校等、 子ども、 保護者、 地域	公立小学校 全校において実施	公立小学校 全校において実施	公立小学校 全校において実施	公立小学校 全校において実施
地域住民、保護者等と連携・協力した通学路等の安全確保	継続的な見守り活動を推進していく。	保護者、 学校等、 地域	推進	推進	推進	推進

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
子ども 110 番(緊急避難場所等の確保)の推進	児童生徒の緊急避難先としての「子ども 110 番の家」等の地図を配付したり、周知方法を工夫したりする。	保護者、警察、地域、学校等、鎌倉市(教育指導課)	推進	推進	推進	推進
児童・生徒への防犯ブザー配布	引き続き入学児童へ防犯ブザーを配布し、常時携帯させることによって、児童生徒の登下校時の安全確保を図る。	鎌倉市(こども支援課・教育総務課・発達支援室)	防犯ブザー配布	防犯ブザー配布	防犯ブザー配布	防犯ブザー配布
学校等の安全確保、取組の徹底	小学校に学校警備員を配置し、校内への不審者の侵入を未然に防いで学校の安全を確保する。	学校、鎌倉市(学校施設課)	学校警備員配置	学校警備員配置(継続)	学校警備員配置(継続)	学校警備員配置(継続)
地域のパトロール実施	子ども関連施設を含む地域の防犯パトロールの実施。	鎌倉市(市民安全課)	推進	推進	推進	推進
声かけふれあい収集事業	高齢者や障害者等の負担を軽減するとともに、ごみの収集に当たり、職員が声かけて安否を確認することにより、ごみの適正収集と福祉の推進を図る。	鎌倉市(ごみ減量対策課)	実施	実施	実施	実施
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、プランを策定し、それに基づく事業を推進していく。	鎌倉市(青少年課)	実施	「鎌倉市子ども・若者育成プラン」改定版策定実施	実施	実施

【基本的方向3】 防犯意識の向上、規範意識の醸成

- ◆ 市民が犯罪被害に遭わないために、一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯対策に心がけるよう普及・啓発を推進します。
- ◆ 家庭、地域、学校等がそれぞれの役割分担により、また、世代間が交流すること等を通じて、規範意識の醸成を図っていきます。

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
ネット犯罪に関わる子どもの安全対策	児童生徒を対象としたハイテク犯罪の実情とその安全対策について充実する。	鎌倉市 (教育指導課・市民安全課)、 学校等、 保護者	実施	実施	実施	実施
振り込め詐欺に関わる高齢者への注意喚起	高齢者を狙った振り込め詐欺等に対する周知・注意喚起をあらゆる機会を捉えて実施する。	警察、 防犯協会、 鎌倉市 (市民安全課)、 金融機関	実施	実施	実施	実施
薬物防止教室、キャンペーン	すべての中学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努める。	鎌倉市 (教育指導課・市民安全課)、 学校等、 保護者	中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施
児童安全指導(子ども、保護者)	児童が不審者等からの暴力に対して、身を守ることができるようにするとともに、安心して安全な学校生活を送ることができるようにする。	鎌倉市 (教育指導課)、 学校等	実施	実施	実施	実施

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
道徳教育、特別活動などを通じた教育活動	児童生徒が秩序を守りながら集団の中で切磋琢磨できるような規範意識の育成等を図るための教育活動を行う。	鎌倉市 (教育指導課)、 学校等	実施	実施	実施	実施
家庭教育力の向上	家庭・学校・地域における青少年の非行にかかわる問題意識の共有化を図る。家庭教育の重要性や子どもに対するしつけの大切さを再認識してもらおう。学校の非行防止・犯罪被害防止に係る取組や児童生徒の現状、地域における子どもの健全育成に係る取組への理解を深める。	鎌倉市 (教育指導課)、 保護者	推進	推進	推進	推進
安全教育活動 (不審者侵入、誘拐・連れ去り等訓練、教室)	学校等における防犯教室、防犯訓練の実施の定着を図る。	学校等、 鎌倉市 (市民安全課)、 保護者、 地域	不審者対策訓練の実施	不審者対策訓練の実施	不審者対策訓練の実施	不審者対策訓練の実施
安全安心まちづくり推進協議会設置	全市的な関係組織からなる協議会により、連携、協調体制を図る。	鎌倉市 (市民安全課)	運営	運営	運営	運営
警察・県との合同防犯訓練、教室、パトロール等の実施	地域住民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯に取り組むよう活動支援を図る。	全 市	運営	連携・強化	連携・強化	連携・強化
警察等との定例連絡会の開催	情報交換、協議等を行い、適切な普及啓発事業を推進する。	警察・鎌倉市 (市民安全課)	開催(継続)	開催(継続)	開催(継続)	開催(継続)

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
HP、広報紙、パンフレット等による情報提供	あらゆる機会を捉え、また、様々な方法により情報の提供を行う。	鎌倉市 (市民安全課)	情報提供の充実	情報提供の充実	情報提供の充実	情報提供の充実
大規模店舗との連携による広報・啓発活動	集客施設である店舗での広報・啓発活動を行う。	鎌倉市 (市民安全課)	推進	推進	推進	推進
防災無線を活用した啓発活動	子どもの見守り活動を継続させていく必要があるため、継続した放送活動を実施する。	鎌倉市 (総合防災課)	実施	実施	実施	実施
公用車に啓発ステッカーの貼付	全公用車に貼付し、普及・啓発を推進する。	鎌倉市 (市民安全課)	ステッカー貼付	ステッカー貼付	ステッカー貼付	ステッカー貼付
青色パトロール車によるパトロールの実施	青色パトロール車を走行させることにより、犯罪の抑止及び市民への防犯意識の高揚を図る。	鎌倉市 (市民安全課)、 自主防犯活団体	パトロールの実施	パトロールの実施	パトロールの実施	パトロールの実施
高齢者や障害者等が犯罪被害に遭わないよう地域福祉活動と連携した取組支援	高齢者が、在宅で安心して暮らせるよう支援する。	鎌倉市 (福祉総務課・市民安全課)	支援	支援	支援	支援
青少年健全育成推進街頭キャンペーンの実施	鎌倉市・学校・関係団体等との連携により、地域社会から少年非行をなくすための啓発活動を実施する。	鎌倉市 (青少年課) 鎌倉市民生委員 児童委員協 議会等 各種団体	キャンペーンの実施	キャンペーンの実施	キャンペーンの実施	キャンペーンの実施
不審者侵入等対応マニュアルの作成及び訓練	マニュアルを作成し、職員をはじめ関係者への周知徹底を図る。また、訓練に当たっては、関係機関、地域住民等との連携も図りながら実施する。	鎌倉市 (保育課・青少年課・教育指導課)、 各施設	作成・充実	作成・充実	作成・充実	作成・充実

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
消費者啓発事業	消費者被害の未然防止のために、関係団体、関係各課と連携して啓発に取り組む。	鎌倉市 (市民安全課)	実施	実施	実施	実施
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深めるため、保護司と連携した運動の推進。	保護司会、 鎌倉市 (生活福祉課) その他関係団体	実施	実施	実施	実施
路上喫煙の防止	路上喫煙による被害の防止並びにまち美化活動に取り組み、美しいまちをつくる。	市民、 事業者、 鎌倉市 (環境保全課)	まちの美化推進	まちの美化推進	まちの美化推進	まちの美化推進
深夜花火の防止普及	地域の静穏を保持し、市民の快適な生活環境を保全するため、公共の場における深夜花火を禁止する。	市民、 鎌倉市 (環境保全課)	条例の周知・深夜パトロールの実施	条例の周知・深夜パトロールの実施	条例の周知・深夜パトロールの実施	条例の周知・深夜パトロールの実施
暴力団排除の推進	社会全体で暴力団排除を推進していく。	鎌倉市 (市民安全課) 市民、 事業者	推進	推進	推進	推進

【基本的方向4】 犯罪未然防止策の構築

- ◆ 国・県等の防犯に関する指針等を踏まえつつ、防犯対策の視点を取り入れた施設整備等を進めていきます。
- ◆ 犯罪が起きる機会を与えないよう、施設等における日常の安全点検や適切な維持管理等を行っていきます。

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
公共施設の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策	小中学校の日常点検・定期点検を実施し、施設の適正な維持管理を図る。	鎌倉市 (学校)	日常点検・定期点検の実施	日常点検・定期点検の実施	日常点検・定期点検の実施	日常点検・定期点検の実施
	「園児の安全を守る」ことを目標に、施設の安全管理の徹底を図る。	保育園、幼稚園	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底
	園外散歩時の安全を確保する。	保育園	実施	実施	実施	実施
	不審者が侵入する等の緊急時に、全ての指導員が適切な対応をとり、児童の安全確保を図れるようにする。	鎌倉市 (子ども会館、子どもの家)	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底
	利用者の安全確保を図る。	鎌倉市 (子育て支援センター)	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
市営駐輪場の防犯対策の推進	市営駐輪場への防犯灯及び防犯カメラ等の防犯対策を講ずる。	鎌倉市 (市民安全課)	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
歩車道の分離、コミュニティ道路等防犯に配慮した道路設計等	「歩車道の分離、コミュニティ道路等防犯に配慮した道路設計等」の実現に向けて取り組む。	鎌倉市 (道路課)	整備・検討	整備・検討	整備・検討	整備・検討
商店街共同施設設置費補助金、商店街街路灯等維持管理費補助事業	犯罪発生を未然に防ぎ、安全・安心な商店街づくりを実現する。	鎌倉市 (商工課)	支援・検討	支援・検討	支援・検討	支援・検討
地域防犯カメラ設置費補助事業	地域における犯罪の抑止を目的に公共空間を撮影する防犯カメラの設置について支援する。	鎌倉市 (市民安全課)	防犯カメラ設置への支援	防犯カメラ設置への支援	防犯カメラ設置への支援	防犯カメラ設置への支援
防犯灯維持管理の実施	犯罪抑止や交通事故防止のため、市で管理する防犯灯の維持管理を実施する。	鎌倉市 (市民安全課)	市有防犯灯の維持管理	市有防犯灯の維持管理	市有防犯灯の維持管理	市有防犯灯の維持管理
防犯灯設置、維持管理支援	犯罪抑止や交通事故防止のため、地域で取り組む防犯灯について支援する。	鎌倉市 (市民安全課)	防犯灯管理等への支援	防犯灯管理等への支援	防犯灯管理等への支援	防犯灯管理等への支援

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
街路灯の設置促進	夜間等の通行車両及び歩行者の安全対策を図る。	鎌倉市 (道水路管理課)	街路照明灯の新設及び管理	街路照明灯の新設及び管理	街路照明灯の新設及び管理	街路照明灯の新設及び管理
公衆トイレの防犯性向上	防犯の視点を取り入れた公衆トイレの整備に努める。	鎌倉市 (観光課)	公衆トイレの改修・修繕等の実施	公衆トイレの改修・修繕等の実施	公衆トイレの改修・修繕等の実施	公衆トイレの改修・修繕等の実施
公共施設の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策	利用者が安心して利用できる安全な施設の維持管理。	鎌倉市 (スポーツ施設)	対策の充実	対策の充実	対策の充実	対策の充実
	来館児童の安全対策の徹底等施設の安全体制の確認と検証 館内施設の安全対策に漏れがないか適宜点検・検証する。	鎌倉市 (図書館)	対策の充実	対策の充実	対策の充実	対策の充実
	学習施設全体の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策を含めた体制を維持する。	鎌倉市 (生涯学習センター)	対策の充実	対策の充実	対策の充実	対策の充実
	市営住宅の安全な維持管理。	鎌倉市 (市営住宅)	指定管理者による維持管理	指定管理者による維持管理	指定管理者による維持管理	指定管理者による維持管理
	利用者の理解を得ながら防犯カメラを設置し、防犯対策の向上を図る。他の公共施設とのバランスを考慮し進める。	鎌倉市 (芸術館)	対策の実施	対策の実施	対策の実施	対策の実施

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
公共施設の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策、公園・緑地・街路樹の防犯対策事業の推進、防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進	公園内での犯罪及び事故防止等のため、樹木の剪定等を実施し死角をつくらないようにする。	都市公園 ＝指定管理者 児童遊園等 ＝(財)鎌倉市公園協会 緑地・街路樹 ＝鎌倉市 (公園課)	樹木の剪定等	樹木の剪定等	樹木の剪定等	樹木の剪定等
防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進(鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進)	基本目標の1つとして「子どもの権利や安全の確保」を設定し、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指す。	鎌倉市 (こども支援課)	鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進	鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進	鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進	鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進
防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進(再犯防止推進計画)	犯罪を犯した人の社会復帰を支援し、再犯を防止することで、犯罪や非行のない、安全で安心できるまちを目指す。	鎌倉市 (生活福祉課)	(新規)	再犯防止推進計画の推進	再犯防止推進計画の推進	再犯防止推進計画の推進
あき地の環境保全事業	犯罪、災害等を防止するため、適正なあき地管理を要請する。	鎌倉市 (環境保全課)	要請	要請	要請	要請

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
空き家対策事業	犯罪・災害等を防止するため、適正な空き家管理を要請する。	鎌倉市 (住宅課・市民安全課)	啓発・要請	防犯アドバイザーによる、下校見守り時の巡廻。 管理不全空き家による災害等を防止するため、空き家発生予防の啓発活動及び管理不全空き家の所有者等に対する指導等を実施する。	防犯アドバイザーによる、下校見守り時の巡廻。 管理不全空き家による災害等を防止するため、空き家発生予防の啓発活動及び管理不全空き家の所有者等に対する指導等を実施する。	防犯アドバイザーによる、下校見守り時の巡廻。 管理不全空き家による災害等を防止するため、空き家発生予防の啓発活動及び管理不全空き家の所有者等に対する指導等を実施する。
落書き対策事業	行政、関係団体、市民が一体となって、落書き防止への取組を推進する。	市民、事業者、関係団体、鎌倉市 (環境保全課)	推進	推進	推進	推進
廃棄物の不法投棄の防止事業	不法投棄の防止を推進する。	市民、事業者、鎌倉市 (環境保全課)	推進	推進	推進	推進
アダプトプログラム	行政と市民団体との間で覚書を交わし、行政が清掃用具の支給等の支援、市民団体が自主的に清掃活動を行うことによって、まち美化を推進する。	市民、事業者、鎌倉市 (環境保全課)	推進	推進	推進	推進
まち美化活動奨励金交付	自治・町内会が、自発的かつ継続的に行う美化活動に対し、奨励金を交付し、活動を支援。	市民、鎌倉市 (環境保全課)	推奨	推奨	推奨	推奨
公共交通事業者との連携	市内の公共交通機関等における防犯対策等について、各事業者と連携を図る。	公共交通事業者、鎌倉市 (交通政策課)	(新規)	事業者と行政間の情報交換、連携を行う。	事業者と行政間の情報交換、連携を行う。	事業者と行政間の情報交換、連携を行う。

【基本的方向5】 犯罪被害者への対応

- ◆ 犯罪被害者支援のための情報提供に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				事業目標		
犯罪被害者支援に関する情報提供	犯罪被害者支援に関する情報の提供を行う。	警察、 鎌倉市 (文化人権課・ 市民相談課・ こども相談課・ 市民安全課) 等	情報提供・ 紹介	情報提供・ 紹介	情報提供・ 紹介	情報提供・ 紹介

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自主的な防犯活動を行っている団体をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に土地、建物その他の工作物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

（基本理念）

第3条 市及び市民等（市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等をいう。以下同じ。）は、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識し、それぞれの責務及び役割を果たし、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

- 2 市及び市民等は、地域の状況及び地域住民の意向を踏まえ、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりについて、それぞれの役割の中で互いに連携し協力して推進するものとする。
- 3 市及び市民等は、自由と権利を不当に侵害しないように配慮し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発及び広報活動
 - (2) 自主的な防犯活動に対する用具の提供及び犯罪被害防止のための助言等
 - (3) 犯罪を起こさせにくい視点を取り入れたまちづくりへの施策実施による環境整備
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。
- (1) 子ども及び高齢者等の安全の確保
 - (2) 地域の実情及び特性に応じた安全性の向上
 - (3) 市民等及び関係機関等との連携

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において自ら安全の確保に努め、地域における防犯活動に自主的に取り組み、市、自主防犯活動団体、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

（自主防犯活動団体の役割）

第6条 自主防犯活動団体は、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、地域の実情及び特性に応じた活動を通じ、市、市民、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら安全の確保に努め、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、市、市民、自主防犯活動団体、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有し、管理し、又は占有する土地、建物その他の工作物に関し、自ら安全の確保に努め、市、市民、自主防犯活動団体、事業者及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市長は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、鎌倉市安全安心まちづくり推進計画を策定するものとする。

(安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第10条 市長の附属機関として鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を目的とした基本的事項又は重要事項を調査し、審議するものとする。

3 協議会は、委員22人以内をもって組織する。

4 委員は、自主防犯活動団体及び関係機関等の代表者並びに市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年6月5日に策定された鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランは、第9条の規定により定められた鎌倉市安全安心まちづくり推進計画とみなす。

参考資料

鎌倉市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨とし、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の2第1項の規定により公安委員会から指定を受けた者をいう。）との密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に必要な役割を果たすように努めるものとする。

（職員等への不当な要求に対する措置）

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

（給付金の交付における暴力団排除）

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設の管理における暴力団排除）

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

(市民に対する支援)

第10条 市は、市民が暴力団排除に必要な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第12条 市は、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。